

不良債権の状況

不良債権の開示については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）に基づく開示基準と、銀行法に基づくリスク管理債権があります。

金融再生法に基づいた資産査定の結果、銀行の保有する債権（貸出金・支払承諾見返等）のうち、正常債権以外の債権は、前年同期比6億86百万円減少の318億1百万円となりました。

また、貸出金のみが対象となるリスク管理債権額は、前年同期比9億16百万円減少の314億68百万円となりました。

●自己査定の債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の関係（平成18年3月末現在）

（単位：億円）

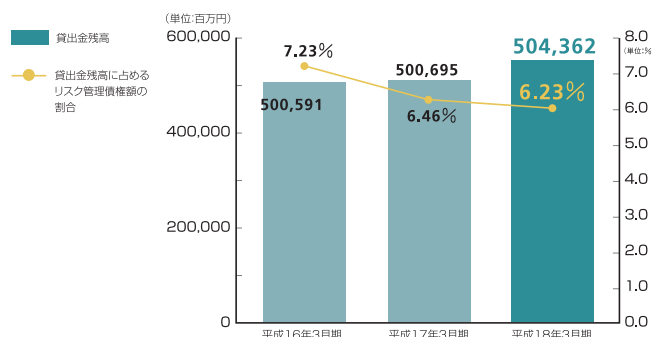
債務者区分	自己査定				引当率	金融再生法 開示債権	リスク管理債権 (貸出金に対する割合)
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類			
破綻先 25	8	11	2	2	100.00%	破産更生 債権 及び これらに 準ずる債権 80	破綻先債権 25 (0.49%)
実質破綻先 54	10	28	6	9	100.00%	危険債権 179	延滞債権 231 (4.59%)
破綻懸念先 179	69	59	50		67.58%	要管理債権 57	3ヵ月以上延滞債権 1(0.03%)
要 注 意 先	要管理先 81	9	71		15.33%	(小計 318)	貸出条件緩和債権 56(1.11%)
	要管理先 以外の 要 注 意 先 724	352	372		0.56%	合計 314(6.23%)	合計 314(6.23%)
正常先 4,037	4,037				0.02%	正常債権 4,785	
合計 5,103	4,488	543	59	11		合計 5,103	

●金融再生法開示債権の保全内訳（平成18年3月末現在）

（単位：百万円）

	債権額(A)	保全額(B)	担保・保証等	貸倒引当金	保全率(B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,048	7,965	5,958	2,006	98.97%
危険債権	17,964	15,924	12,909	3,014	88.64%
要管理債権	5,788	2,125	1,234	891	36.71%
合計	31,801	26,014	20,102	5,912	81.80%

●貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



用語の説明

自己査定の債務者区分

- 破綻先** 法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
- 実質破綻先** 法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
- 破綻懸念先** 現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者。
- 要管理先** 要注目のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
- 要管理先以外の要注目先** 今後の管理に注意を要する債務者。
- 正常先** 業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権** 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権** 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権** 3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 正常債権** 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

リスク管理債権

- 破綻先債権** 税法基準に基づいて未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」と略）のうち、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て等、法律上の整理手続開始の申立があった債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者などに対する貸出金。
- 延滞債権** 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
- 3ヵ月以上延滞債権** 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権は除く）
- 貸出条件緩和債権** 債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権は除く）